福島県認定特定行為業務従事者申請等実施要綱

　（目　的）

第１条　この要綱は、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和６２年法律第３０号。以下「法」という。）附則第４条第１項に定める認定特定行為業務従事者認定証の申請等について、

法、社会福祉士及び介護福祉士法施行令（昭和６２年政令第４０２号。以下「政令」という。）並びに社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和６２年厚生省令第４９号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

　また、平成２８年法律第２９号の成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく措置として、「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律(令和元年法律第３７条)により、成年被後見人又は被保佐人に係る欠格条項について改正されたことに伴う、必要な事項を定める。

　（認定特定行為業務従事者認定証の交付申請、交付及び登録）

第２条　省令附則第４条第１項の規定による申請をしようとする者は、省令別表第一号研修（以下「第一号研修」という。）及び第二号研修（以下「第二号研修」という。）修了者にあっては、「認定特定行為業務従事者認定証交付申請書（省令別表第一号、第二号研修対象）（様式第１号）に、省令別表第三号研修（以下「第三号研修」という。）修了者にあっては、「認定特定行為業務従事者認定証（省令別表第三号研修対象）」（様式第２号）に、次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

　（１）住民票の写し

　（２）「社会福祉士及び介護福祉士法附則第４条第３項の各号の規定に該当しない旨の誓約書（様式第３号）

　（３）喀痰吸引等研修の終了証明書

２　前項の規定により登録を申請した者が、法附則第４条第２項の要件に適合し、同条第３項の各号のいずれにも該当しないときは、知事は、第一号研修及び第二号研修修了者にあっては、「認定特定行為業務従事者認定証（省令別表第一号、第二号研修修了者）」（様式第４－１号）を、第三号研修修了者にあっては、「認定特定行為業務従事者認定証（省令別表第三号研修修了者）」（様式第５－１号）に次に掲げる事項を記載して交付し、「認定特定行為業務従事者認定登録簿」（様式第６号）により登録する。

　（１）法附則第３条第１項に規定する認定特定行為業務従事者（以下「認定特定行為業務従事者」という。）の氏名及び生年月日

　（２）認定特定行為業務従事者が行う特定行為

　（３）その他必要な事項

　（認定特定行為業務従事者認定証の交付事務の委託）

第３条　法附則第５条第１項及び施行令附則第５条の規定に基づき、前条に規定する認定特定行為業務従事者認定証に関する事務（認定特定行為業務従事者認定証の返納に係る事務、喀痰吸引等研修の課程修了に係る認定の事務及び認定証の交付の拒否に係る事務を除く。）の全部又は一部を法附則第４条第２項に規定する登録研修機関（以下「登録研修機関」という。）に委託するときは、省令附則第９条の規定に基づき、あらかじめ知事と登録研修機関の間で委託契約書を作成して行うものとする。

２　前項の規定により知事の委託を受けた登録研修機関に、前条第１項の申請が行われ、登録の申請をした者が、法附則第４条第２項の要件に適合し、同条第３項の各号のいずれにも該当しないときは、登録研修機関は、第一号研修及び第二号研修修了者にあっては「認定特定行為業務従事者認定証（省令別表第一号、第二号研修終了者）」（様式第４－２号）を、第三号研修修了者にあっては、「認定特定行為業務従事者認定証（省令別表第三号研修修了者）」（様式第５－２号）に次に掲げる事項を記載して交付し、知事は「認定特定行為業務従事者認定登録簿」（様式第６号）により登録する。

　（１）認定特定行為業務従事者の氏名及び生年月日

　（２）認定特定行為業務従事者が行う特定行為

　（３）その他必要な事項

３　第１項の規定により認定証交付事務の委託を受けた登録研修機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、法附則第５条第２項の規定に基づき、当該委託に係る認定証交付事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

　（認定特定行為業務従事者認定証の変更の届出等）

第４条　認定特定行為業務従事者は、省令附則第５条各号に掲げる事項に変更があったと

きは、省令附則第７条の規定により、遅滞なく、「認定特定行為業務従事者認定証変更届」（様式第７号）を知事に提出しなければならない。

２　前項の提出に伴い、認定特定行為業務従事者認定証の再交付を希望する場合には、「認定特定行為業務従事者認定証再交付申請書」（様式第８号）に当該認定特定行為業務従事者認定証を添えて、知事に提出しなければならない。

　（認定特定行為業務従事者認定証の汚損・紛失による再発行）

第５条　認定特定行為業務従事者は、省令附則第８条第１項の規定に基づき、認定特定行為業務従事者証を汚損し、または失ったときは、「認定特定行為業務従事者認定証再発行申請書」（様式第９号）を、汚損した場合にあっては当該認定特定行為業務従事者認定証を添えて、知事に提出しなければならない。

２　前項の事由により認定特定行為業務従事者認定証の再発行を申請する場合には、福島県証明事務手数料条例（平成２３年３月１８日　福島県条例第３号）の規定に基づき、１通につき３００円の福島県収入証紙を添付しなければならない。

３　認定特定行為業務従事者認定証の再発行申請を郵送により行う場合には、申請書に申請者であることを証する書面等の写しを添付するものとする。

　　また、返信に必要な金額の郵便切手を添付し、送付先を記載した返信用封筒を申請書と同時に提出するものとする。

４　認定特定行為業務従事者は、前項の申請をした後、失った認定特定行為業務従事者認定証を発見したときは、省令附則第８条第２項の規定に基づき、速やかにこれを知事に返納しなければならない。

　（特定行為の業務停止及び認定特定行為業務従事者認定証の返納）

第６条　知事は、認定特定行為業務従事者が次の各号のいずれかに該当する場合には、法附則第４条第４項の規定に基づき、「認定特定行為業務従事者認定取消書」（様式第１０号）により、期間を定めて特定行為の業務を停止し、又はその認定特定行為業務従事者認定証の返納を命ずることができる。

　（１）法附則第４条第３項各号（第５号を除く。）のいずれかに該当するに至った場合

　（２）前号に該当する場合を除くほか、特定行為の業務に関し不正の行為があった場合

　（３）虚偽又は不正の事実に基づいて認定特定行為業務従事者証の交付を受けた場合

２　前項の規定により返納を命ぜられた認定特定行為業務従事者は、施行令附則第４条第１項の規定に基づき、遅滞なく、知事にこれを返納しなければならない。

３　第１項の規定に基づいて、期間を定めて特定行為の業務を停止した場合は、「業務停止処分に関する都道府県間連絡通知」（様式第１１－１号）により、認定特定行為業務従事者認定証の返納を命じた場合は、「認定証返納処分に関する都道府県間連絡通知」（様式第１１－２号）により、政令附則第４条第２項及び第３項の規定に基づき、当該認定特定行為業務従事者へ認定特定行為業務従事者認定証を交付した都道府県知事に通知するものとする。

　（認定特定行為業務従事者認定の辞退）

第７条　第２条、第３条、第８条の規定により認定を受けた者が、喀痰吸引等業務を行う必要がなくなったときは、交付をうけた認定特定行為業務従事者認定証を添えて、認定を辞退する日の一月前までに、「認定特定行為業務従事者認定辞退届書」（様式第１２号）を知事に提出しなければならない。

　（認定特定行為業務従事者認定証（経過措置）の交付申請）

第８条　「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」（平成２３年法律第７２条。以下「改正法」という。）附則第１４条の規定による知事の認定を受けようとする者は、「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の一部を改正する省令」（平成２３年厚生労働省令第１２６号）附則第４条第１項の規定により、「認定特定行為業務従事者認定証（経過措置）交付申請書」（様式第１３号）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

　（１）住民票の写し

　（２）「社会福祉士及び介護福祉士法第４条第３項の各号の規定に該当しない旨の誓約書

　　（様式第１３－１号）

　（３）喀痰吸引に関する研修終了証明書（該当するものがある場合）及び修了した研修内容・研修時間を示す書類

　（４）「認定特定行為業務従事者認定証（経過措置）交付申請書添付書類①本人誓約書」

　　（様式第１３－２号）

　（５）「認定特定行為業務従事者認定証（経過措置）交付申請書添付書類②第三者証明書」

　　（様式第１３－３号）

　（６）「認定特定行為業務従事者認定証（経過措置）交付申請書添付書類③実施状況確認

書」（様式第１３－４号）

２　前項の規定により登録を申請した者が、法附則第４条第２項に規定する喀痰吸引研修の課程を修了した者と同等以上の知識及び技能を有すると知事が判断したときは、改正法附則第１４条第２項の規定に基づき、「認定特定行為業務従事者認定証（経過措置・不特定多数の者対象）」（様式第１４号）又は、「認定特定行為業務従事者認定証（経過措置・特定の者対象）」（様式第１５号）に次に掲げる事項を記載して交付し、「認定特定行為業務従事者認定登録簿」（様式第６号）により登録する。

　（１）認定特定行為業務従事者の氏名及び生年月日

　（２）認定特定行為業務従事者が行う特定行為

　（３）その他必要な事項

　　　附　則　　この要綱は、平成２４年４月　１日から施行する。

　　　附　則　　この要綱は、令和　２年６月１８日から施行する。